

江差追分・津軽民謡・津軽三味線・佐井村の歌舞伎が同じステージに！

津軽海峡交流圏郷土芸能祭 in 下北・佐井村 鑑賞ツアー

函館発着
1泊2日



2019年
6月30日(日) 出発

道南・津軽・下北の誇る郷土芸能が一堂に会する滅多にない機会。佐井村の芸能「福浦の歌舞伎」と「矢越歌舞伎」が同じ舞台上で鑑賞できる機会も滅多にありません。

1泊2日
税込(食事: 昼0朝1夕1)

19,800 円

函館フェリーターミナル発着
募集定員 15名、最少催行 1名
申込み締切 6月24日(月)

添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なご案内をお渡しいたしますので、手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

旅程

函館フェリーターミナル(函館市港町3丁目19番2号)集合

【6/30】※食事条件 朝×、昼×、夕○

9:30 函館発フェリー乗船 ～～船～～ 11:00 大間港到着 〓タクシー〓

佐井村到着・・・13:00 佐井村まちあるき・・・15:00 郷土芸能祭鑑賞・・・18:00 各お宿

【7/1】※食事条件 朝○、昼×

宿からタクシー〓〓〓 大間からフェリー乗船(次のいずれかの便) 乗船まで自由時間となります

大間 7:00 発→8:30 函館着 14:10 大間発→15:40 函館着

旅行代金に含まれるもの: 函館～大間の往復フェリー代、大間～佐井往復タクシー代、宿泊代(1泊2食)、まちあるきガイド料、消費税
旅行代金に含まれないもの: 発着場所までの交通費、昼食費用(両日とも)、その他自由時間などにかかる費用

お申込み・お問合せ



【旅行企画・実施】(一社)くるくる佐井村

TEL: 0175-33-0014

FAX: 0175-38-4514

青森県知事登録 旅行業第地-3号(佐井村・むつ市・大間町)
国内旅行業務取扱管理者 園山和徳
〒039-4711 青森県下北郡佐井村佐井字大佐井 112-1

募集型企画旅行取引説明書面

この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面、及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、一般社団法人くるくる佐井村（青森県知事登録第地一3号）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。契約の内容・条件は、パンフレットに記載されている旅行条件の他、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。
(2) 当社は、旅行業関連法令に基づき、佐井村、むつ市、大間町の旅行企画を取扱います。また、目的地への交通拠点がある市町村（青森市・七戸町・外ヶ浜町・八戸市・函館市）を発着とする場合があります。

2. お申込み

(1) 当社の募集型企画旅行にお申込みの場合、所定の申込書の提出と申込金、又は旅行代金全額のお支払いが必要です。この2つが揃った時点で正式なお申込みとなります。申込金は、旅行代金・取消料・違約金のそれぞれ一部、又は全部として取扱います。
(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
(3) 旅行開始日に、a) 80歳以上の方、b) 身体に障害をお持ちの方、c) 健康を害している方、又は特別な手配を必要とする方は、その旨お申し出ください。該当するお客様には、お伺い書、健康診断書等をご提出いただく場合があります。
(4) 18歳未満の方が単独で申し込む場合は、保護者の同意書が必要となります。
(5) お申込金（お一人様につき）：旅行代金が3万円未満の時は代金の全額、旅行代金が3万円以上の時は代金の20%以上、もしくは全額。

3. 旅行代金

(1) 旅行代金には、パンフレットに記載された旅行日程に明示された交通費・消費税・食事代等が含まれています。上記費用は、お客様のご都合により一部使用されなくても払い戻しは致しません。
(2) 上記（1）以外の費用は旅行代金に含まれません。旅行中の傷病・疾病に関する治療費、及びそれに伴う諸費用も含まれません。
(3) 子ども料金が設定されている場合、12歳未満に適用致します。

4. お客様からの旅行契約の解除・払い戻し（取消料）

(1) お客様はいつでも下表に定める取消料（お一人様につき）をお支払い頂くことで、旅行契約を解除出来ます。この場合、すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻し致します。
(2) 取消日とは、お客様が当社の営業日の電話受付時間内に旅行を解除する旨をお申し出頂いた日とします。取消は、いかなる理由にかかわらず、電話受付時間外のお取り扱いには致しません。必ず当社の電話受付時間内にお電話でお願い致します。また旅行契約成立後に出発日等を変更された場合も下記取消料の対象になります。

■取消料率（出発日の前日から起算してさかのぼって）

区分	取消料
20日目から8日目まで	20%
7日目から2日目まで	30%
旅行開始日の前日	40%
旅行開始日の当日	50%
旅行開始後又は無連絡不参加	100%

5. 当社による旅行契約の解除

次の場合は契約を解除することがあります。（一部例示）

- 旅行代金を期日までに支払いいただけないとき。
- お申し込み条件の不適合。
- 当社が病気、団体行動への支障、その他により旅行の円滑な実施が不可能と判断したとき。

6. 当社の責任、及び免責事項

(1) 当社は募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者の、故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、お客様が被られた損害を賠償します。
(2) 当社は、手荷物について生じた本項（1）の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に、当社に通知があった時に限り、お客様1名につき15万円（当社に故意または重大な過失があった場合を除く）を限度として賠償します。
(3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は本項（1）の責任を負いません。
①天災地変・戦乱・暴動、又はこれらのために生じる旅行日程の変更、若しくは旅行中止。
②運送・輸送等の事故、火災により発生する損害。
③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止（運休等も）、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、若しくは旅行の中止。
④自由行動中の事故、食中毒、盗難、置き忘れ（忘れ物）等。
⑤運送機関の遅延、不通、スケジュールの変更等。又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的滞の短縮。

7. 特別補償

(1) 当社は、お客様が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、生命・身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款「特別補償規定」に、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
(2) お客様が企画旅行中に被られた損害が、お客様の故意・酒酔いに係る事故・疾病等の他、企画旅行に含まれない場合で、自由行動のスカイダイビング・山岳登坂・ハンググライダー・搭乗等によるものである場合、当社は（1）の補償金・見舞金を支払いません。
(3) 当社が補償金支払義務と損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払い義務、損害賠償義務ともに履行されたものとします。
(4) 補償金、見舞金は当社が加入する保険会社から支払われることがあります。

8. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令・公序良俗に反する行為等により当社が被害を被った時は、当該旅行者はその損害を賠償しなければなりません。
(2) お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出下さい。

9. 旅程補償

旅行日程に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約）の規定により、変更補償金をお支払いいたします。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とし、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

10. 個人情報のお取り扱いについて

(1) 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させて頂くほか、お客様がお申し込み頂いた旅行においての運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配、及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させて頂きます。
(2) この他、当社は、当社及び当社と提携する企業・団体の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成などにお客様の個人情報を利用して頂くことがあります。

11. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2019年3月1日を基準にしております。

■旅行代金のお支払いについて■

お申込みから3日以内に、ツアー主催者・受託販売者にお支払いいただくか、次の口座にお振込みください。

ゆうちょ銀行 記号・番号 18460-5393161
他行からの場合 八四八支店（店番 848）普通 0539316
名義 シヤ) クルクルサイムラ

旅行代金には、旅行日程に記載したバス等の運賃、宿泊料金、食事料金、観光料金ガイド料などが含まれています。集合場所までの交通費は各自負担となります。

旅行企画・実施

(一社)くるくる佐井村

青森県知事登録 旅行業第地一3号
国内旅行取扱管理者 園山和徳

〒039-4711 青森県下北郡佐井村佐井字大佐井 112-1
電話：0175-33-0014